

令和元年7月10日

医療機関等の開設者・管理者 殿

佐賀県医師会長

池田 秀夫

[公印省略]

麻薬の無免許施用等の防止について（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本県で、麻薬施用者免許を持たない医師が麻薬処方せん（※）を患者に交付し、薬局（麻薬小売業の免許あり）において、当該処方せんに法定事項が記載されていないにもかかわらず、処方医師に確認することなく、当該処方箋に基づき、麻薬を患者へ調剤、交付するという事案が発生しました。（※当該処方せんは麻薬施用者の免許番号、患者の住所の記載がなく、法定要件を満足していないものです。）

この行為は、医師においては、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）（以下「麻向法」という。）第27条第1項に違反（無免許施用）、薬局においては、同法第24条第11項に違反（不適正譲渡）するものです。

これを踏まえ、今般、県薬務課より、麻薬の免許制度と適正使用の重要性を踏まえ、麻薬について適正な取扱いが行われるよう、特に下記の事項に留意頂きたいとして、会員への周知依頼がありました。

つきましては、貴殿におかれましても本件につきご了承いただき、貴院関係者に下記の適正な取扱いについて改めて注意喚起を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記



1. 麻薬を施用等する場合は麻薬施用者の免許が必要なこと。

（麻向法第27条第1項）

麻薬施用者でなければ、麻薬を施用し、若しくは施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付してはならない。

2. 麻薬処方せんには一般の処方せんの記載事項に加えて、麻薬施用者の免許番号、患者

の住所を記載する必要があること。（院内処方せんの場合は患者の住所は省略可。）

（麻向法第27条第6項）

麻薬施用者は、麻薬を記載した処方せんを交付するときは、その処方せんに、患者の氏名（患者にあっては、その種類並びにその所有者又は管理者の氏名又は名称）、麻薬の品名、分量、用法用量、自己の氏名、免許証の番号その他厚生労働省令で定める事項を記載して、記名押印又は署名をしなければならない。

3. 麻薬小売業者は患者へ交付された法定要件を満足する麻薬処方せんによらなければ麻薬を譲り渡しできないこと。

（麻向法第24条第11項）

麻薬小売業者は、麻薬処方せん（第27条第3項又は第4項の規定に違反して交付されたものを除く。）を所持する者以外の者に麻薬を譲り渡してはならない。

4. 麻薬処方せんの記載事項のうち、麻薬施用者の免許番号、患者の住所については、一般の処方せんにはない項目であるので、麻薬小売業者において、麻薬処方せんを受け付ける場合は、必ず当該項目が記載されていることを確認すること。（「薬局における麻薬管理マニュアル（平成23年4月厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課）」）

5. 薬剤師は、処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師、歯科医師又は獣医師に問い合わせ、その疑わしい点を確認した後でなければ、これによって調剤してはならないこと。（薬剤師法（昭和35年法律第146号）第24条）

佐賀県医師会事務局
業務課 担当：坂井・中山・富吉
TEL:0952-37-1414・FAX:0952-37-1434
E-mail: staff-sakai@saga.med.or.jp